

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第44号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第45号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 月形町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 月形町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 月形町新規就農実習農場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 報告第4号 令和5年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について
- 認定第1号 令和5年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和5年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

○ 議長 大釜 登 ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和6年第3回月形町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

議事日程第1号は、お手元に配付のとおりであります。

なお、これから室温が上がりますので、暑ければ上着を脱いでも結構です。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

○ 議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

我 妻 耕 議員

東 出 善 幸 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 大釜 登 日程2番 会期の決定を議題といたします。

先に、議会運営委員会委員長から8月26日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について、報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 議長 大釜 登 議会運営委員会 松田順一委員長、報告願います。

- 議会運営委員会委員長 松田 順一 議長の許可をいただきましたので、第3回定例会の運営について、去る8月26日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

本定例会に付議され、提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、一般議案8件、報告1件、認定6件であり、議会から意見案2件、会議案1件の提案が予定されております。

また、付議された議案中、令和5年度各会計決算認定6件は、一括提案として、議長と議会選出の監査委員を除く全議員による決算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

一般質問についてであります。8月23日の通告期限までに、通告はありませんでした。

以上のことから、本定例会の会期は、決算特別委員会の審査期間を考慮して、本日3日から9月9日までの7日間としたところであります。

なお、本会議においては、説明員の細かな入替えは行いませんが、決算特別委員会は担当課のみの入室となります。説明員控室には次の担当課のみが待機するなど、密にならないようご協力をお願いいたします。

最後に、本定例会における議員の質疑及び町側の答弁については簡潔明瞭にされ、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長 大釜 登 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日3日から9日までの7日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、会期については、本日3日から9日までの7日間とすることに決定いたしました。

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

◎ 日程3番 諸般の報告

- 議長 大釜 登 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告・令和5年度月形町教育行政事務の点検及び評価に関する報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。
- 議長 大釜 登 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程4番 行政報告

- 議長 大釜 登 日程4番 行政報告を行います。行政報告については、お手元に配付のとおりでありますのでご覧願います。
- 議長 大釜 登 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程5番 議案第50号 月形町新規就農実習農場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、日程6番 議案第44号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第2号）

- 議長 大釜 登 日程5番 議案第50号 月形町新規就農実習農場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、日程6番 議案第44号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第2号）は、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書77ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第50号 月形町新規就農実習農場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第50号は、新規就農実習農場に、実習者用住宅1棟2戸を新築整備することに伴い、その施設の使用料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。現行の条例におきましては、実習農場の土地及び施設の使用料は、無料となっておりますが、新築整備する実習者用住宅につきましては、使用料1戸当たり月額4万円を上限として、規則で定めることとし、条例を改正するものであります。なお、規則では、使用料は月額4万円とする考えでございます。使用料を1戸当たり月額4万円に設定する考えですが、これにつきましては住宅整備費に対する交付税措置のある過疎債の起債額やほかの町営住宅の使用料との均衡などを勘案しての設定であります。なお、実習者である地域おこし協力隊が負担する住宅使用料につきましては、特別交付税措置が講じられる地域おこし協力隊活動経費として、同額が町から実習者に支払われますので、実質的には住宅の使用に係る実習者の負担はありません。この条例は、住宅整備完了後、令和6年11月1日から施行をいたします。新規就農実習者用住宅に係る予

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

算につきましては、議題となりました議案第44号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第2号）でご説明申し上げます。

それでは、議案書3ページをお開きください。続きまして、議題となりました議案第44号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,254万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,935万8,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は4ページから5ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、事項別にご説明いたします。26ページをお開きください。はじめに、歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 3目企画費、補正額5,848万8,000円増額。説明欄ですが、この補正につきましては、地域公共交通対策事業でございまして、一つには、地域公共交通講演会、講師謝礼6万円、それと、日常生活機能対策乗合バス事業5,842万8,000円であります。この日常生活機能対策乗合バス事業ですが、これにつきましては、令和7年3月をもって撤退をいたします中央バス月形線の代替交通として、令和7年4月のバス運行開始のための準備経費に対する補助金でありまして、バス運行事業者、アオヤナギ観光バスに交付をするものであります。内訳ですが、車両、予備車両1台を含めて2台分ですが、この車両購入の補助として、5,142万8,000円、ほかに代替バス運行開始までの準備経費、人件費等ですが、これが700万円、合わせまして5,842万8,000円です。この5,842万8,000円、補助金の事業費の財源ですが、岩見沢市の負担金754万円、それから、札沼線代替輸送事業等基金繰入金386万円、これにつきましては26ページの補正額の財源内訳に記載されております。そのほか、国庫補助金として、令和7年度から10年度までの分割交付となります。制度上そういうふうになっている国庫補助金が600万円、そして特別交付税としまして3,282万2,000円、実質的に町の一般財源につきましては、この事業においては820万6,000円の予定であります。

続きまして26ページ、4目 情報推進費、補正額59万6,000円増額。説明欄ですが、庁内情報化推進事業の委託料です。電子メールを適正に受信するための業務の委託料です。続きまして、7目 会計管理費、補正額1万7,000円増額。北海道信用金庫のデータ伝送サービスの利用を開始するための手数料です。

続きまして、8目 財産管理費、253万円増額。説明欄ですが、はじめに、役場庁舎の管理経費としまして修繕料、庁舎のボイラー修繕102万3,000

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

0円。公共施設管理経費、修繕料ですが、昭栄会館内部の間仕切り設置等で50万6,000円の修繕料。その下、旧中和小学校管理経費、修繕料ですが、冬期間雪の影響で旧中和小学校の職員住宅1棟の煙突部分が破損しまして、住宅内に漏水が起きました。煙突の部分ですとか、宅内の壁等を補修する修繕料90万2,000円でございます。続きまして、その下、旧知来乙小学校管理経費、修繕料につきましては、浄化槽ブローアの修繕でございます。

続きまして、3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費、補正額108万円増額。説明欄ですが、一つ目に、戸籍住民基本台帳事務経費、職員普通旅費9万円増額です。全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会等への参加旅費でございまして、その他で特定財源がありますが、7万5,000円、札幌法務局岩見沢支局管内の戸籍事務協議会等からの補助がございます。続きまして、その下、社会保障・税番号制度システム整備事業の改修等の業務99万円。戸籍に記載する予定の氏名のふりがなを通知するための機能を整備するための委託料です。全額国費でございます。

続きまして28ページ、3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額1,127万9,000円増額。説明欄ですが、一つに障害者自立支援等給付事業827万9,000円でございます。令和5年度の国、道の負担金の変動でございます。主に障害者福祉サービス費等負担金の減による返納でございます。その下、定額減税補足給付金（調整給付）給付事業ですが、本年度行われております定額減税対象者のうち、減税し切れない場合に支給する差額分、本町300万円見込んでおります。財源につきましては全額国費の地方創生臨時交付金でございます。次に、2目 老人福祉費、補正額1万4,000円増額。説明欄ですが、老人福祉事業、低所得者保険料軽減国庫負担金の返納、過年度の返納金でございます。

続きまして、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、補正額465万3,000円増額。説明欄ですが、1番上段は、学童保育事業、学童保育所の支援員全体の負担軽減を図るために、1名増員採用を7月から行っております。来年3月までの、この会計年度任用職員に係る経費の補正でございます。その下は、児童手当給付事業216万円増額ですが、閣議決定されましたこども未来戦略に基づきまして、児童手当の抜本的拡充として、10月から行われます。それにかかる予算の増額補正です。内容ですが、所得制限の撤廃、それから高校生までの支給期間の延長、多子加算、これについては第三子以降3万円とするなどの拡充の内容でございます。その下、認定こども園運営経費63万5,000円増額です。町内在住の児童1名ですが、認定こども園花の里子ども園から、ほかの市町村の幼稚園へ転園入所したことに伴い生じます、広域入所の委託料です。

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

続きまして30ページです。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費、補正額324万円減額。説明欄ですが、病院事業会計の繰出金、負担金の減額でございまして、医師対策確保分、これを減額するものです。次に、2目 予防費803万9,000円増額です。説明欄ですが、予防対策事業です。新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る委託料と交付金であります。本年の10月1日から令和7年3月31日までを期間としまして、国が補助を行う新型コロナウイルスワクチンの接種が、基本的に接種日の時点で65歳以上の方、それから60歳以上65歳未満の基礎疾患のある方のうちの希望者が接種を受けることができます。本町では、これまでの接種の状況を勘案しまして、接種者は605人ほどというふうに見込んでおります。この接種にかかる費用ですが、先ほど申し上げました国の助成金があります。1人当たり接種費用が全体で1万6,786円かかりますが、先ほどの国の助成金、そのうち8,300円、それから町の助成金は4,986円として、自己負担については3,500円という設定を考えております。

続きまして、32ページです。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費、補正額66万5,000円増額です。説明欄ですが、新規就農対策事業、先ほど議案第50号で就農実習者の住宅の関係、ご説明申し上げましたが、そこの火災保険料7,000円です。それから、その下ですが、農産物加工施設管理経費、修繕料です。加工施設で主にトマトジュースの製造において、活用しているコンプレッサーが7月の下旬に故障しまして、製造に支障をきたすため、急遽修繕を行いました。その経費65万8,000円です。

続きまして、34ページ、7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額566万1,000円増額。説明欄ですが、商工振興事業の起業家等支援事業補助金であります。中小企業者等支援事業補助金の申請が、2件追加できておりまして、いずれも、町内にその事業所の事務所を新築するということに対しての補助金の申請であります。補助金の交付限度額は、2件とも300万円でございます。計600万円、そこから予算残額を差し引いた566万1,000円を補正させていただくものであります。次に、3目 ふるさと公園費、補正額49万3,000円増額。ふるさと公園管理経費のうち、保養センター等の管理関係業務ですが、建築基準法に定められております3年に1度、必要な特定建築物の定期調査、この業務の委託料でございます。今回の補正は、当初予算計上しておりませんでしたが、はな工房分の調査業務の委託料です。

続きまして36ページ、9款 消防費 1項 消防費 2目 防災費、補正額772万8,000円の減額です。説明欄ですが、防災対策経費の減額です。令和6年度におきましても、当初から会計年度任用職員として1名、防災対策

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

専門員を引き続き採用する予定でございましたが、この方が都合により、採用辞退しています。そのために、追加の補充の採用はいたしませんので、全額減額をするものでございます。

続きまして、12ページをご覧頂きたいと思います。歳入です。12款 分担金及び負担金 1項 負担金 4目 総務費負担金、補正額754万円増額。路線バス岩見沢月形線事業負担金、歳出でご説明申し上げました岩見沢市からの負担金です。

続きまして14ページ、13款 使用料及び手数料 1項 使用料 7目 農林水産使用料、補正額20万円増額。新規就農実習農場の住宅使用料ですが、住宅1戸分月額4万円、入居を予定しているのが住宅1戸でございます。月額4万円です。本年の11月から来年の3月まで5か月分、20万円の補正でございます。

続きまして16ページです。14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金、補正額142万2,000円増額。児童手当の交付金の増額です。続きまして、2目 衛生費国庫負担金、502万1,000円増額。新型コロナウイルスワクチンの助成金です。続きまして、2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、399万円増額。内訳につきましては、1目 総務費国庫補助金 1節、2節の記載のとおりでございます。

続きまして18ページ、15款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金、補正額36万7,000円。児童手当の負担金の増額です。

続きまして、20ページ、18款 繰入金 1項 基金繰入金 8目 札沼線代替輸送事業等基金繰入金、386万円増額。歳出でご説明申し上げました代替バス運行に係る経費への繰入れです。

続きまして、22ページ、19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額6,005万2,000円増額。令和5年度の繰越金の一部を本補正予算の一般財源として計上をするものでございます。

次に24ページ、20款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入、補正額9万5,000円。説明欄記載のとおりでございます。以上で議案第50号 月形町新規就農実習農場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第44号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 まず37ページ。防災対策経費の部分ということで、採用予定の方が辞退されたということで減額されております。これにつきまし

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

て、実際いろいろな業務を持たせた部分で会計年度任用職員として、防災担当の方を活用されたと思うのですが、これについて業務への影響みたいなのはないのかということをもまず1点伺います。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 その危機管理の担当が、総務課の補佐が係長を兼務して危機管理係長。それと係員が1名、そのほかにこの会計年度任用職員、資格としまして防災対策専門員ということで、業務に当たっていただいております。これまで、専門知識を含めて、防災計画等の関係、避難訓練などを主に担当していただきましたが、もちろん採用して、引き続きやっていただく予定でしたので、影響がないわけではありません。影響はやっぱりあります。ただし、その方に変わる方がすぐ見つかるわけでもありませんし、それと庁内からそこにすぐ補充するということもままならないという状況でございます。残る危機管理に係る2名、それに合わせて総務課全体で何とか、ほかの業務も含めて、進めているということで、職員個々には少し負担がかかっているような状況でございます。以上です。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 今後、採用していくというふうな感じの部分で、今年度は無理だとしてもそういう考えはあるのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 本年度辞退された方が先ほど申し上げましたけれども、防災対策専門員ということで、一定のそういう知識がある方でこれまで4年間業務をやっていただいて、いろいろな事業を進めてもらったり、計画、修正等を行って、その辺について、一定のものといえますか、一定程度達成されたのかなという評価もしております。その担当部署が、災害関係だけではなくて、危機管理という中で、今、情報関係、IPですとか、そういうものを進めていかなきゃならないというセクションでもございます。それで、今後の予定ですけども、防災対策の専門員、これまでの防災対策専門員という知識肩書のある方の採用ではなくて、もう少しその実務の幅のある係長、専門の係長がおりませんので、専任の係長クラスの職員の配置、これを考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 了解しました。27ページなのですが、ちょっと今、副町長のほうからの説明であった部分で質問させていただきたいのですが、旧中和小学校の管理経費の部分の修繕料です。この職員住宅の煙突が雪によって破損されたということで90万2,000円を計上されていますけど、雪によって、それで雨漏りがするというので、これもうちよつと早く何か手がつ

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

けられなかったのかなど。これは9月まで、今までになってしまったっていうのは何か理由があるのでしょうか。

- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 ご質問の件でございますが、旧中和小学校の職員住宅の雨漏りについてですが、破損の発見が今年の春でございます。この後、いろいろ調査をして保険会社にも修繕対応や保険対応ができる範囲の確認等を行っております。実際の破損が昨年中、令和5年中に発生したものと推察しますが、施設の方でもなかなか気がつかずにじわじわと雨漏りが進行していたこともあり、その期間経過後の保険対応について、確認するのに若干時間を要したというところでございます。今般、保険会社の方から全国的な先例と照らし合わせて、認められる範囲であれば保険対応は全て対応となるとの回答がございましたので、今後の確定については、施行後の写真等を踏まえて、保険請求する際に改めて町の方から全額を申請いたしますけれども、保険会社の方の査定によっては、場合によって若干の査定がされる可能性はありますけれども、いずれにしましてもまた降雪期が参りますので、まずは雪の影響を受けない修繕をするということでございます。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 そうすると、今年の春に保険会社とのやりとりの中でここまで来てしまったという理解でよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 総務課長。
- 総務課長 原 博由樹 そのとおりでございます。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。同じページなのですが、日常生活機能対策乗合バス事業につきまして、先ほど車両2台分、それから準備経費ということで説明があったわけですが、まずこの1点目、バスですね、確か常任委員会でも説明があつてバスについて何人乗りということがあったのですが、具体的にこの5,142万円、2台というのは何人乗りのバスになったのでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 今回導入を予定しているバスにつきましては、1台は乗務員ドライバーを含めた45名乗りの中型バス、もう1台予備車両として位置づけて導入を予定しておりますが、マイクロタイプの車両、乗務員、運転手を含めて、29名のサイズの車両を1台、計2台予定しております。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 一応、予備の方がマイクロということで、今説明された

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

のですが、中型が実際に運行に当たるというふうに理解してよろしいでしょうか。

- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 運行の時間帯において、特に朝夕の多く利用される時間帯には、中型バスが主として走るというイメージを持っております。その間の日中、10人前後ですとか、現状でも乗車人数が少ない時間帯については、マイクロバス車両を活用して運行し、経費の節減等を図るような体制で運行を進めていきたいと考えております。それと、申し訳ございませんが、1点、先ほどのバス車両の人数について、少し訂正をさせていただきます。今回、路線バスに改造しますので、運転手が1名で、座位、座席の有効乗車数が27名、立ち乗り、立位の乗車定員として27名、輸送人数としては55名というサイズでのバスとなります。乗務員が1名、座席が27名、立位の人数として27名でございます。申し訳ございません。訂正させていただきます。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 時間帯によって使い分けるということで、理解しました。高校の岩見沢からの通学生が増えているので、乗れるかなとこのまま同じように増えていったら乗れるかなというのを心配して、常任委員会にも質問があり、話が出ていたと思いますので。分かりました。使い分けということでも理解しました。同じ部分ですが、実際にバス事業が始まった部分でこれも少し常任委員会での話の確認になるのですが、運行経費の割合を含めた経費割のようなものを教えていただきたいと思います。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 来年4月からのバス運行に関しましては、自治体の負担となりますが、4月以降につきましては、岩見沢市と月形町の1市1町での2自治体による運行の経費に対する一部補助を行う予定としております。負担割合の考え方につきましては、全体として自治体が負担する予定の額のうち、50%を均等割、残り50%の利用割というふうに考えております。利用割につきましては、岩見沢市内での乗降分については岩見沢市が負担し、その区間以外の自治体間の移動については月形町が負担するということで、最終的には、月形町が約55%、岩見沢市の負担が約45%というふうに現在のところ試算しております。以上でございます。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 そうすると、均等割ということは1対1ということで、今説明がありました利用割については、今の試算みたいな感じでは、岩見沢市内での状況に関しては岩見沢、自治体間の移動については月形ということで、これは実際に何か調査した上での55－45っていうような感じの試算と理

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

解してよろしいでしょうか。

- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 お見込みのとおり、中央バスの乗降調査をもとに、この区間におけるバス、各バス停の乗車、降車の人数をもとに、今回算出しております。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員
- 議員 我妻 耕 了解しました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 35ページの商工振興事業の2件申請があつて、600万円。この事務所はどういう形のものをどういう事業をやるのか、詳細の説明をお願いします。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 1件につきましては、運送等の事業を行っている事業者の従業員のための事務所を新築するというのが一つとなっております。もう一つにつきましては、現在使用している事務所を新たに新築するという事業所の事業に対する助成となっております。以上です。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 運送事業と2件目の何と言うか分かりませんが、仕事の内容というのは、新たに行うものなのか、それとも、今まで既にやっていたものなのか教えていただけますか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 両方とも現在既存の事業者の方の事務所を新築するという事業になっております。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 起業等の支援というのは、新たに月形町で行うときの話で、確か、これは立ち上がった事業だと思います。この300万円については、1件決まっていますが、新規という形で適用されると聞いています。しかし、既存のものに出すというのは、何を根拠に出すのか教えていただけますか。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 要綱の中には、現在事業を行っているものの事業の増改築に対する支援という項目が入っておりますので、それに基づいた補助となっております。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 これは起業者等の支援事業で、確か新規で立ち上げたときにそういう話があり、自分は理解しているのですが。その内容について、

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

いつからそうなったのか教えていただけますか。最初からそうだったのか、それともいつから既存の業者にも対応できるようになったのか、少し教えていただけますか。いつからこのようにしているのか、また、この支出に対しての縛りがあるのかないのかも教えていただけますか。確か5年の縛りがあって、途中で頓挫したときには、要するに返すというような話があり、確か最初に立ち上がったと記憶しています。その縛りが今あるのかどうか、過去に3年で1回撤退して、なかなかそのときも回収で苦労したと聞いています。それが今でもその縛りは生きているのかどうか、そういうことをもし変えているのであれば、いつどこで協議して変えたのか、それも含めて、少し教えていただけますか。

- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 5年を経過するまでに事業等を撤退した場合には、補助金を返還するという規定については、現在も適用される形になっております。申し訳ございませんが、この要綱の事業に関して、既存事業に対する規定がいつからかという部分については、今資料を持ち合わせておりませんので、後で確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。よろしいですか。今すぐ答えが出ないようなので、暫時休憩して調べますか。時間がかかるようでしたら、後ほど説明を受けたいと思います。
- 議員 金子 廣司 調べる時間を与えて調べてもよいのですが、こういう町の財源を使って出すとなると、その辺の要綱も全て把握していなければ、聞かれてそれがいつだってすぐに即答できないようなことでは困ります。ちょっと悪いのですが、その時間を上げるので、きちんとしたものを作って出してほしいと思います。それを出してもらえればよいです。
- 議長 大釜 登 後ほどお願いいたします。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 先ほどの我妻議員の質問とちょっと関連がありますが、27ページの地域公共交通対策事業、中央バスの代替バスの件についてです。10月に、昨年10月3日のまちづくり常任委員会での説明が、もしかしたら確認になるかもしれないのですが、岩見沢、月形の均等割の部分と4月からの運行経費についてです。均等割、利用人数割、それから交付金措置されるもの、運賃収入、それらで運行経費を賄われるというふうにご説明されたと記憶していますが、先ほどの説明にもありましたように、自治体負担分は、岩見沢、月形で50%、利用割で50%ということですが、この均等割の部分について、4月から来年度にかけて、月形町としての負担額がいくらぐらいになるかと

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

いう試算額はありますでしょうか。

○ 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前10時50分休憩）

○ 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
（午前10時50分再開）

○ 議長 大釜 登 企画振興課参事。

○ 企画振興課参事 竹内 晶 シミュレーションは行っております。ただ、今手元に来年度以降の運行経費に関する資料を持ち合わせておりませんので、後ほど確認して報告させていただきます。申し訳ございません。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 この均等割の部分なのですが、岩見沢と月形で半々50－50ということなのですが、今後その利用人数等が変化していったときに、何年を目安にその負担割合を見直すとか、そういうお話は岩見沢市のほうとはされていますでしょうか。

○ 議長 大釜 登 企画振興課参事。

○ 企画振興課参事 竹内 晶 負担割合の見直し等については、具体的にいつをめぐりに改定等をするというところまでは踏み込んだ話はしておりません。今回の代替バスの一つの目安としては、サービス継続事業が国庫補助を受けられるサービス継続事業の期間内においては、今回の協定、今後協定を結んでいく予定ですが、そのルールでまずスタートし、その後に国庫補助、幹線補助がまた復活するかどうか、新たな利用促進を図る中で、利用者を含めて国庫補助路線を維持できるように、この間に見通しを立てていく中で、それ以降の負担の在り方や路線の在り方について検討していこうと、そういう話は事務担当レベルで行っています。以上です。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 了解しました。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。

○ 議長 大釜 登 東出善幸議員。

○ 議員 東出 善幸 31ページの先ほどのコロナワクチンの関係ですが、先ほど65歳以上、それと基礎疾患を持っている人の本人負担は3,500円ということでしたが、それ以外の方の本人負担額はどれぐらいを想定されているのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 保健福祉課長。

○ 保健福祉課長 渡辺 泰子 65歳以上の方とそれから60歳から64歳までの重い基礎疾患がある方について、基礎疾患があればどなたでもというわけではありません。基礎疾患がない方につきましては、一切国の方の補助もございません。医療従事者の方も含めて、病院が設定する金額は、町立病院で

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

は1万6,786円ですが、医療機関によっても、少し幅があるように思います。その分の補助は一切ないという状況でございます。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 それでこのワクチンですが、今まで接種していたワクチンと同じものなのか、違うとしたら、何が違うのか教えてください。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 中身の細かいことまではご説明できる状況ではありませんが、今までは1バイアル5人分や10人分といった多い単位で作られていたのですが、今お話を伺っているところでは、1人用の針もついたシリンジのタイプのものが出てきておりまして、詰め替えなどの手間もなく、そのまま接種ができるというものが出てきております。また、これまではモデルナ社ですとかファイザーなど限られた会社のものでしたが、現在、日本製の第一三共社やMeiji Seikaなどでもコロナワクチンを製造販売するようになっており、種類が大分増えてきたという印象があります。ただ、どのワクチンを選択するかについては、医療機関によってさまざまでございますので、多分、一つの医療機関で扱うのは1種類かせいぜい2種類程度ではないかと思います。以上です。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 私が聞きたかったのはそういうことではないけれど、大変参考になりました。私が聞きたかったのはコロナの株が変わってきているではないですか。それに対応するワクチンなのか、今までの従来型の株に対するワクチンなのかということを教えてください。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 国の方では、そのときの流行に合わせて株を選択するというふうに話しております。現在はオミクロン株の中で、以前とはちょっと違った形のものが出てきているようですが、そこは多分オミクロン株ということで対応されると思われます。ただ、国の方で何を使うかということをはっきりまだ示されていないので、この先のことについては分かりかねる状態です。以上です。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。この辺のことについては、またIPや広報等でも町民に周知するというところでよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 コロナワクチン、今までインフルエンザワクチンを接種していたのと同じ扱いになりますが、インフルエンザのワクチンに関しては、毎年株が変わっているため、そのことについて町から周知をさせ

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

ていただいたことはない状況です。テレビ等での国の公表はあると思いますが、コロナワクチンに関しても、どの株を使うかということまで町で周知することはできないのではないかと思います。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。それと37ページの先ほどの我妻議員の方から防災対策費の関係だったのですが、今回、これを予算を通すにあたって、防災対策専門員を今まで探してきたのかどうかということと、専任係長を置くということを先ほど言われたのですが、この専任係長というのは町職員ということでよろしいでしょうか。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 置く予定ということでお話したと思いますが、町職員というふうに考えております。それと専門対策員を探したのかということですが、実際のところ、もう4月に入って防災対策専門員、今後のことも考えながら、今言った今後のことというのは、業務をもう少し専任の係長等を置いて業務の範囲をちょっと広げるという考えです。それらも含めて方向性については4月にある程度考えておりましたので、防災対策専門員を新たに採用するというのではなくて、それはやめて、現行の欠員の中でやっていこうということで進めてきております。以上です。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 今までの防災対策専門員はいろんな知識や資格を持っていて、本当に老人クラブや行政区での防災講話をしていただき、町民の防災意識が高まったとは思っております。今言った町職員の専任係長を置かれるという予定でいるみたいですが、この方の業務範囲や資格、研修などについて、もしこういうことをさせたいということがあれば、分かれば教えていただけませんか。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 まだですね、いつ、誰を置くということまでは人事配置はまだ固まっておりません。当然、その専任の係長クラスの者を1系の危機管理係の方に置くということで、その者が防災の今までの専門対策員に代わるようなひとりで担うという考えではありませんので、係員全体の中で、防災に関する防災対策に関する知識の向上ですとか、システム向上、これを図っていかなければならないというふうに考えております。以上です。

- 議長 大釜 登 専任の防災士を考えているという質問をしたのですが、今後考える意思があるのかということも、聞いていますよね。質問の中で専任についても、今後考えがあるのかという話を今していたと思うのですが。していなかったですか。

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

- 副町長 堀 光一 していません。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 先ほど私が言いましたが、本当に町民の防災意識が、前の防災専門員の存在によって、町民がこのような部分を見ると、雨や異常気象災害、また地震などがある中で、だんだん町民の防災意識が高まってきているのが、今度その方がいなくなって低下することが懸念されます。その辺のカバーについては、この専任係長を含めた町職員の中で対応できるという考えでよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 もちろんです。町民の皆さんに対しまして啓蒙ですとか、防災対策に係る事柄については十分に認識してもらって周知を図っていただかなければならないという考えでおりますし、これまでやってきたことを低下させることはなかなかできないという考えは持っております。できる限りの範囲の中で、防災対策を町民も含めて全体で進めていけるような体制を図っていきたいと考えております。以上です。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 低下させないようにいろいろ考えているということでしたが、さっき議長がちょっと言われていたこともありますので、そういう中で、こういう前の防災専門員のように特化した方の採用というのは、やはり考えていかなければならないということでしょうか。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 それも含めて検討していききたいと思います。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第50号及び議案第44号は原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前11時02分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

（午前11時15分再開）

◎ 日程7番 議案第45号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○ 議長 大釜 登 議案第45号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書41ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第45号 令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,443万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,021万1,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、42ページから43ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。今回の補正であります、過年度返納金に係る予算補正であります。

52ページをお開きください。歳出です。5款 諸支出金 1項 諸費 1目 過年度返納金、補正額1,443万1,000円増額。説明欄記載のとおり、過年度返納金でございまして、令和5年度の国、道及び支払基金からの介護給付費負担金及び交付金並びに地域支援事業交付金の一部を返納するものであります。これにつきましては、主に施設介護サービス給付が伸びなかったことによるものでございます。50ページをお開きください。9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額1,443万1,000円増額。歳出の財源でございます。令和5年度の繰越金を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

◎ 日程8番 議案第46号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）

○ 議長 大釜 登 日程8番 議案第46号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書55ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第46号 令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。補正予算第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部 1款 病院事業収益 1項 医業収益940万円増額、2項 医業外収益324万円減額、計616万円増額し、病院事業収益の総額を6億8,431万6,000円とするものであります。支出の部 1款 病院事業費用 1項 医業費用616万円増額し、病院事業費用の総額を病院事業収益の総額と同額の6億8,431万6,000円とするものであります。補正予算第3条は、資本的収入の予定額の補正でありまして、1款 資本的収入 4項 補助金39万7,000円を増額し、資本的収入の総額を1億1,426万4,000円とするものであります。これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2,033万9,000円を1,994万2,000円に、また、過年度分損益勘定留保資金につきましても、同様に改めるものであります。

それでは、66ページをお開きください。収益的支出でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 2目 材料費、補正予定額616万円。これにつきましては、新型コロナウイルスワクチンの薬品費でございまして、560回分でございます。

続きまして、64ページをお開きください。収益的収入であります。1款 病院事業収益 1項 医業収益 4目 その他医業収益、補正予定額940万円増額、新型コロナウイルスワクチン接種の受託収入、月形町からの受託の収入でございます。次に、2項 医業外収益 1目 他会計負担金324万円減額、月形町からの負担金、医師確保対策に要する経費、これにつきましては、収益的支出にかかります財源調整として、減額をするものでございます。

続きまして68ページをお開きください。1款 資本的収入 4項 補助金 1目 補助金、補正予定額39万7,000円増額であります。説明欄ですが、北海道からの補助金39万7,000円。これは在宅医療提供体制強化事業補助金でございまして、現在、町立病院で進めております在宅医療提供に必要な経胃ろう内視鏡システム、これを導入するに当たりましての道補助金、補助率は2分の1以内でございます。

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

続きまして、56ページをお開きください。補正予算第4条、棚卸資産購入限度額であります。これにつきましては616万円増額をして6,856万円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 65ページの新型コロナウイルスワクチン接種受託収入の項目で940万円の補正は、この人数は940人分ということでしょうか。
- 議長 大釜 登 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 人数的には、560人分で積算してございます。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。これは、私の勘違いだったのですね。それで今回、薬品費のワクチンなのですが、先ほどもちょっと保健福祉課に聞いた部分もあるのですが、先ほど保健福祉課長が言っていたのは、どのようなワクチンなのでしょうか。アンプル、例えば1アンプルで3人分打てるという部分について教えてください。
- 議長 大釜 登 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 現在、薬屋さんからいただいている見積もりにつきましては、ファイザーのワクチンの0.3ミリが1人分、筋注用でございます。オミクロン株ということで、先ほども話題になりましたが、昨年度流行しましたXBB系から今年KP3というふうに移動しておりますが、基本的には現在、買える最新のものを購入するような形で考えてございます。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第46号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

◎ 日程9番 議案第47号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 大釜 登 日程9番 議案第47号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書71ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第47号 月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第47号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、マイナンバーカードと健康保険証を一体化して被保険者証を廃止することとなり、それに伴って改正された国民健康保険法が令和6年12月2日に施行されることから、国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。内容につきましては、法第9条各項の規定が整理されるとともに、法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されたため、条例の第13条の引用部分を改めるとともに、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」これを「、又は虚偽の届出をした」に改めるものであります。この条例の施行期日は令和6年12月2日からの施行であります。また、改正後の国民健康保険条例の規定は、施行日前にした行為に対する罰則について、従前の例による旨を規定するとともに、施行日時点で現に被保険者証を交付されている世帯主が、施行日以後に保険税を納付しない場合における被保険者証の返還についても、従前の例によると規定した上で、罰則についても同様に従前の例により取り扱うこととする経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

◎ 日程10番 議案第48号 月形町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 大釜 登 日程10番 議案第48号 月形町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書73ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第48号 月形町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第48号は、当該条例において、ほかの規則の引用により規定している条項を引用しない形に置き換える改正をしようとするものであります。このことにより、引用元の規則に条項のずれ等が生じた場合にも、必要となる条例改正の手續が不要となるものであります。本議案の内容であります、学童保育所の開所日及び開所時間は、条例第7条において平日のほか、月形町立学校管理規則に規定する休業日と規定しておりますが、この学校管理規則を引用せず、学校管理規則で規定する休業日である開校記念日、学年始休業日等を直接条例にうたうよう改めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第48号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○ 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前11時32分休憩）

○ 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午後 1時30分再開）

○ 議長 大釜 登 午前中の議案第44号の一般会計補正予算の中で、金子議員、滝口議員の企画振興課に対する答弁が保留になっておりますので、答弁をお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 加藤 弘光 先ほど、金子議員からご質問のありました内

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

容についてお答えいたします。起業者の支援につきましては、当初、平成17年に企業者等支援事業補助金交付要綱というものが制定されております。その中では、議員のご指摘のとおり、新たに起業する方に対して支援を行うという内容となっております。こちらの要綱につきましては、平成27年に廃止となっております。新たに現在の中小企業者等支援事業補助金交付要綱、こちらの方を制定しております。なお、28年に一部改正を行いまして、既存事業者への支援を目的として、中小企業者等に対し1回に限り、店舗の新築等に対して補助ができるという内容となっております。なお、実施後5年間につきましては、企業化等の状況について報告を求めることとなっております。事業の内容等に不正等があった場合には、補助金を返還させることができるという規定となっております。以上です。

- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 平成27年に廃止になって、平成28年からということとは、到底議案でもって議会で審議しているということですね。
- 議長 大釜 登 企画振興課長。
- 企画振興課長 加藤 弘光 こちらは要綱になっておりますので、議会の方に上程しているものではないのですが、予算計上の際には、内容等について説明されていると思います。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 要綱でやっているけれど、予算は議会を通していますよと。何でこれを今ちょっと確認したかったのかということ、ちょっとこのお金の出し方に整合性がきちんと取れていないように感じるものですから、何と言いますか、厳しくすればよいわけではないのですが、ある程度、一般の方や町民が聞いても、それならねというような姿であればよいのですが、変なことを言えば、これを要綱で変えたのであれば、もう内部でやっている話ですので、議会がどうこうという話ではないのですが、300万円をベースにして、さらに起業支援しようとしたら、最大で470万円ぐらいまでいくのかな。何かそのような要綱になっているはずなのですよ。そして、それに対しては5年の縛りなども一切入っていない要綱です。だから、うまくいってくれればよいけれども、何かつまずいたときに、何でも最初からうまくいくとは思いませんが、何かつまずいたときにそのお金が、ただどぶに投げたような形になっても困りますし、お金の使い方をもう少しシビアにというか、例えば家の解体費にしたって、今年度からは危険家屋という言葉が条項に設けることによって、私のほうでも誰かが長年住んでいないから壊したいと言ったら、いや、まだ住もうと思えば住めるのでそれは対象になりませんという話もあります。そういうことを言っていながら、片方ではこういうふうに、既存のところで、さっき言

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

った何か事務所みたいに建てて休憩所みたいな話もちらっと思ったと思うので、果たしてこれが整合性をとれているのだろうか。お金の使い方として本当に正しいのかなという疑問を持たれるような使い方はちょっとどうかなという懸念があるものですから、あえて質問させていただいたのですが。この要綱というのは本当に便利です。便利すぎてちょっと困っているのですが。分かりました。

- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 先ほど、滝口議員の方からご質問ありました中央バス月形線の代替交通に係る令和7年度以降の運行経費の内容でございますが、運行経費の分については、基本的には実績をもって補助をいたしますので、現段階では試算ということで、約3,600万円程度の運行経費がかかると見込んでおり、この試算をもとに現在事業を準備しているところでございます。なお、この3,600万円の経費から、運行収入と国庫補助金を除いた自治体の補助金額のうち、本町として負担するであろうと見込んでいる額については、約400万円程度を想定しております。ただし、運行実績に基づいて補助をいたしますので、今後の人件費ですとか、燃料費、あと車両整備等が年々変化していきますので、これについては固定化経費ではなく流動的ですが、現段階としては、運行経費約3,600万円というものをベースに試算をしているところでございます。以上です。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 了解しました。

◎ 日程11番 議案第49号 月形町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程11番 議案第49号 月形町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書75ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第49号 月形町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案第49号は、介護保険施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布施行により、地域包括支援センターなど、職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための職員配置基

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

準の見直しが行われたことを踏まえ、当該省令基準に従い、同様の措置を講ずるため条例の一部を改正しようとするものであります。改正の内容であります。職員に関する基準を規定する条例第3条第1項中の人数について、常勤換算方法によることができるよう条項を改正するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第49号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程12番 議案第51号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

- 議長 大釜 登 日程12番 議案第51号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書79ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第51号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、ご説明申し上げます。議案第51号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることから、被保険者証等の用語を使用している北海道後期高齢者広域連合規約の一部を変更する規約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。規約の変更の要旨であります。広域連合の処理する事務を規定する第4条について、被保険者証の用語を使用している別表第1を削除する等の改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第51号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- ◎ 日程13番 報告第4号 令和5年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について
- 議長 大釜 登 日程13番 報告第4号 令和5年度月形町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書81ページをお開きください。ただ今、議題となりました報告第4号 令和5年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について、ご説明申し上げます。報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和5年度決算により算出した財政健全化判断比率等を監査委員の審査意見書を付して報告させていただくものであります。
はじめに、財政健全化判断比率についてであります。この指標は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標を定めております。この4つの財政指標における月形町の数値であります。実質公債費比率が令和4年度決算に比べ0.5ポイント増えておりますが、いずれも財政の早期健全化を図るべき基準の早期健全化基準及び財政の再生を図るべき基準の財政再生基準を下回っております。
次に、資金不足比率についてであります。この指標は公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表すものであります。月形町は、町立病院事業会計と農業集落排水事業特別会計が対象となりますが、いずれの会計も資金不足を生じておらず、公営企業の経営の健全化を図るべき基準の経営健全化基準を下回っております。
令和5年度月形町の財政健全化判断比率等につきましては、議会への報告とともに公表をしなければならないものであることを申し添えさせていただき、以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

○ 議長 大釜 登 報告第4号は、報告済みといたします。

◎ 日程14番 認定第1号 令和5年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程15番 認定第2号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程16番 認定第3号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程17番 認定第4号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程18番 認定第5号 令和5年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程19番 認定第6号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

○ 議長 大釜 登 日程14番 認定第1号 令和5年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程15番 認定第2号 令和5年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程16番 認定第3号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程17番 認定第4号 令和5年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程18番 認定第5号 令和5年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程19番 認定第6号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 ただ今、議題となりました議案書83ページの認定第1号 令和5年度月形町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案書93ページの認定第6号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定についてまでの6つの会計につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員において、それぞれの決算について審査をいただいたところでありまして、本定例会において監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、歳入歳出決算に関する説明書、財産に関する調書等をもって決算認定の提案をさせていただきますので、審査の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりました。お諮りいたします。認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することにししたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、認定第1号ないし認定第6号の各案

令和6年第3回月形町議会定例会 1日目（9月3日）

件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 1時49分休憩）
- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
（午後 2時00分再開）
- 議長 大釜 登 この際、報告いたします。先ほど設置しました決算特別委員会の委員長に若井昭二議員、副委員長に我妻 耕議員が互選されましたので報告いたします。
- 議長 大釜 登 本日の日程は全て終了いたしました。お諮りいたします。9月4日から決算特別委員会が終了するまで休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め決算特別委員会が終了するまで休会することに決定いたしました。本日は、これをもって散会いたします。
（午後 2時01分散会）